令和９年度
障がい者を対象とした
徳島県会計年度任用職員募集案内

徳島県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者の雇用の促進を図ることを目的として、県の関係機関において、令和９年度に業務（一般的な事務補助又は作業補助）に従事する会計年度任用職員（補助業務）を募集します。

受付期間　令和９年１月１５日（金）まで

面接実施日　令和９年２月７日（日）

■「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。
■郵便申請については、１月１５日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。
■持参による申込み及び受付期間経過後の申込みは、一切受理しません。

１　応募資格

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている必要があります。

（ア）身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障がいを有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいについては、指定医によるものに限る。）

（イ）都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書

（ウ）精神障害者保健福祉手帳

※手帳等は受験申込日及び受験日当日において有効であることが必要です。

（２）地方公務員法第１６条各号のいずれかに該当する者は、応募できません。

（地方公務員法第１６条各号に該当する者）

１　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

２　徳島県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

３　人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

４　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

２　身分及び業務内容

地方公務員法第２２条の２に規定する会計年度任用職員として、一般的な事務補助（文書整理・データ集計等）又は作業補助に従事していただきます。具体的な業務内容は勤務場所によって異なります。

３　任用期間

原則令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで

※任用後、原則として１月間は条件付採用期間です。

※令和１０年３月３１日の期間満了後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、公募による面接審査を経ずに再度任用される場合があります。ただし、フルタイム任用の場合で２回（連続する３会計年度）、パートタイム任用の場合で４回（連続する５会計年度）に限ります。

４　勤務条件等

「フルタイム任用」と「パートタイム任用」により異なります。フルタイム、パートタイムの希望は、申込時に選択していただきます。

（１）フルタイム任用

勤務場所	県の関係機関（本庁、出先機関など）
所定労働日数	原則 週５日

勤務時間	原則として８時３０分から１７時１５分までの７時間４５分（休憩時間６０分） ※原則、超過勤務なし。
休　　日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで） ※勤務場所等により異なる場合があります。
休　　暇	年次有給休暇（任用期間に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護等休暇　等
給　　料	月額１９９，１００円程度（地域手当含む） （令和８年１１月現在の規定における令和８年４月１日時点の額であり、改定する場合があります。）
そ の 他手当	期末手当（任用期間６月以上等）、勤勉手当（任用期間６月以上等）、通勤手当、退職手当（任用期間が６月を超える等）等　※いずれも一定条件を満たした場合
社会保険	健康保険（２月超の任用期間が見込まれる場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（一定条件下で１年を超えて勤務した場合、地方職員共済組合制度が適用され、厚生年金保険は適用除外となります。）、雇用保険（職員の退職手当に関する条例適用後は、雇用保険は適用除外となります。）、災害補償（勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、地方公務員災害補償法のいずれかにより補償されます。）
コンプライアンス等	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務、営利企業等の従事制限などの地方公務員法の規定が適用されます。

（２）パートタイム任用

勤務場所	県の関係機関（本庁、出先機関など）
所定労働日数	原則 週５日
勤務時間	原則として８時３０分から１７時１５分までの間で定める５時間４５分（休憩時間６０分） ※実際の勤務時間は、勤務場所によって異なります（応相談）。原則、超過勤務なし。
休　　日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（１２月２９日から翌年１月３日まで）
休　　暇	年次有給休暇（任用期間、勤務日数に応じて付与）、産前産後休暇、育児時間休暇、生理休暇、子の看護等休暇　等
報　　酬	日額７，０００円 程度 （令和８年１１月現在の規定における令和８年４月１日時点の額であり、改定する場合があります。）
そ の 他給付	期末手当（任用期間６月以上等）、勤勉手当（任用期間６月以上等）、通勤に係る費用弁償等　※いずれも一定条件を満たした場合

社会保険	健康保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、地方職員共済組合制度が適用されます。）、厚生年金保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、雇用保険（勤務時間、任用期間が一定の要件を満たす場合、適用されます。）、災害補償（勤務場所等に応じて、労災保険、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例のいずれかにより補償されます。）
コンプライアンス等	会計年度任用職員は、正規職員と同じく、コンプライアンス基本方針を遵守しなければならないほか、一般職の地方公務員であることから、秘密を守る義務、職務に専念する義務などの地方公務員法の規定が適用されます。

５　選考方法

応募者に対して面接審査を行います。採用は、一定の基準点を満たした応募者を合格者とし、その者の中から、勤務希望地、仕事の内容等を勘案の上、業務の必要性に応じて別途連絡し、勤務所属で面談を行った上で採用となります。ただし、**希望する勤務地によっては、合格しても必ずしも採用に至らない場合があります。**

なお、面談の連絡は、合格通知後に電話（又は電子メール等）により順次行います。連絡が面談実施日の数日前となる場合もありますが、ご了承ください。

６　面接日時・場所

日　時	**令和９年２月７日（日）** **※集合時間については、受験票に記載します。**
場　所	**徳島県職員会館** 徳島市万代町３丁目５－３

７　応募手続

（１）申込方法

（ア）「電子申請」を推奨しますが、「郵便申請」でも申込みできます。

（イ）申込方法など具体的な手続きについては、別紙「申込方法詳細」を参照してください。

＜電子申請による申込みはこちらから＞

徳島県電子申請サービス

（２）合格発表

２月１９日（金）に徳島県ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

（３）注意事項

（ア）申込内容に不正があると受験が無効となる場合があります。

（イ）応募者に係る個人情報については適切に管理し、本件以外には一切使用しません。応募書類は返却しません。当方の責任にて処分します。

（ウ）**面接当日は、受験票及び筆記用具（ボールペン等消せないもの）を必ず持参してください。**

（エ）**面接当日は、各手帳等によって応募資格の確認を行いますので、各手帳等の原本（コピー不可）を必ず持参してください。**

（オ）令和８年１２月２５日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下、「こども性暴力防止法」という。）」に基づき、施行後に採用される方で「こどもに接する業務」に従事する場合は、特定性犯罪※の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。

これらの制度の施行を踏まえ、この試験の最終合格者に対し、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認することがあります。この結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

※「特定性犯罪」及び「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第２条第７項及び第８項を参照してください。

試験会場案内図

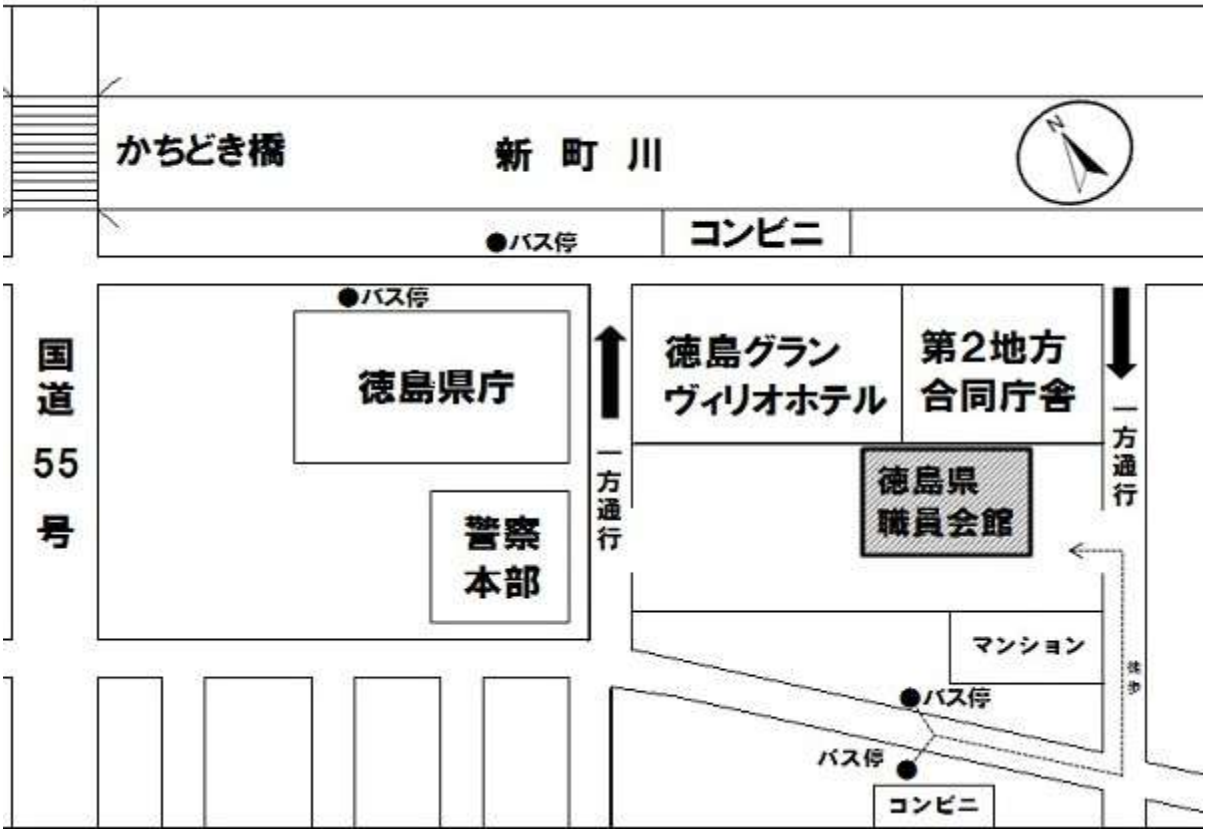

＜住所＞

〒　770－0941　徳島市万代町３丁目５－３　　徳島県職員会館

＜交通案内＞

・徳島駅より　徒歩約２３分、バス約２分（「昭和町三丁目」下車）

・阿波富田駅より　徒歩約１０分

・敷地内に駐車場（２０台程度）があります。

＜連絡先・送付先＞

徳島県企画総務部人事課人事担当

〒770-8570　徳島市万代町１丁目１番地

TEL（０８８）６２１－２０４２　　Ｆａｘ（０８８）６２１－２８２５

電子メール　jinjika@pref.tokushima.lg.jp